

改正案

現行

(趣旨)  
 第一条 資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第二百八条第二項の特定譲渡人が資産対応証券の募集等（証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集又は有価証券の私募をいう。以下同じ。）の取扱いを行うときの届出方法並びに法第二百九条において準用する証券取引法（以下単に「証券取引法」という。）第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十二条の二及び第四十五条の内閣府令で定めるもの等は、この府令の定めるところによる。

(趣旨)  
 第一条 資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第百五十条の三第二項の特定譲渡人が資産対応証券の募集等（証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集又は有価証券の私募をいう。以下同じ。）の取扱いを行うときの届出方法並びに法第百五十条の四において準用する証券取引法（以下単に「証券取引法」という。）第四十一条第一項、第四十二条、第四十二条の二及び第四十五条の内閣府令で定めるもの等は、この府令の定めるところによる。

(定義)

第二条 この府令において「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「資産対応証券」又は「特定譲渡人」とは、それぞれ法第二条又は第二百八条に規定する特定目的会社、資産流動化計画、資産対応証券又は特定譲渡人をいう。

(定義)  
 第二条 この府令において「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「資産対応証券」又は「特定譲渡人」とは、それぞれ法第二条又は第百五十条の三に規定する特定目的会社、資産流動化計画、資産対応証券又は特定譲渡人をいう。

(資産対応証券の募集等の取扱いの届出)

第三条 法第二百八条第二項の規定による届出を行うとする特定譲渡人は、別紙様式により作成した届出書に、その副本一通及び次に掲げる書類一部を添付して、当該特定譲渡人の本店又は主たる事務所の所在地（特定譲渡人が個人である場合にあつては、その住所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。以下「管轄財務局長」という。）に提出しなければならない。

(資産対応証券の募集等の取扱いの届出)

第三条 法第百五十条の三第二項の規定による届出を行うとする特定譲渡人は、別紙様式により作成した届出書に、その副本一通及び次に掲げる書類一部を添付して、当該特定譲渡人の本店又は主たる事務所の所在地（特定譲渡人が個人である場合にあつては、その住所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。以下「管轄財務局長」という。）に提出しなければならない。

一 資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十八号。以下「規則」という。）第十九条又は第三十九条第三項の規定により発行特定目的会社（当該特定譲渡人が募集等の取扱いを行うとする資産対応証券（次号において「取扱予定証券」という。）を発行する特定目的会社をいう。以下この条において同じ。）に還付された資産流動化計画の写し

一 資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十八号。以下「規則」という。）第十条又は第二十九条第三項の規定により発行特定目的会社（当該特定譲渡人が募集等の取扱いを行うとする資産対応証券（次号において「取扱予定証券」という。）を発行する特定目的会社をいう。以下この条において同じ。）に還付された資産流動化計画の写し

二 発行特定目的会社が、取扱予定証券に係る事項について法第七条第二項（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出又は法第九条第一項の規定による届出を行っている場合は、規則第三十一条第二項又は第三十六条第四項の規定により発行特定目的会社に還付された資産流動化計画の写し

二 発行特定目的会社が、取扱予定証券に係る事項について法第七条第二項（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出又は法第九条第一項の規定による届出を行っている場合は、規則第二十一条第二項又は第二十六条第四項の規定により発行特定目的会社に還付された資産流動化計画の写し

三 (略)

三 (略)

2 (略)

2 (略)

(情報通信の技術を利用する方法に係る証券会社に関する内閣府令の準用)

第五条 証券会社に關する内閣府令（平成十年総理府・大蔵省令第三十二号）第三十条の二の規定は、証券取引法第四十一条第二項において準用する同法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。

第六条 証券会社に關する内閣府令第三十条の三の規定は、資産の流動化に關する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）第四十八条において証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の六において準用する同令第十五条の五第一項の規定を準用する場合について準用する。

（禁止行為）  
第七条 （略）

（事故）  
第八条 （略）

（事故の確認が不要の場合）  
第九条 証券取引法第四十二条の二第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 一三 （略）
- 四 特定譲渡人が前条各号に規定する行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円相当額を上回らない場合（同条各号に規定する行為の区分ごとに当該利益を計算するものとする。ただし、同条第四号又は第五号に規定する行為にあつては、次号に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除して計算するものとする。）
- 五 （略）

2 （略）

（事故の確認申請手続）  
第十条 （略）

（確認申請書の記載事項）  
第十一条 （略）

（確認申請書の添付書類）

（新設）

（新設）

（禁止行為）  
第五条 （略）

（事故）  
第六条 （略）

（事故の確認が不要の場合）  
第七条 証券取引法第四十二条の二第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 一三 （略）
- 四 特定譲渡人が前条各号に規定する行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円相当額を上回らない場合（前条各号に規定する行為の区分ごとに当該利益を計算するものとする。ただし、同条第四号又は第五号に規定する行為にあつては、次号に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除して計算するものとする。）
- 五 （略）

2 （略）

（事故の確認申請手続）  
第八条 （略）

（確認申請書の記載事項）  
第九条 （略）

（確認申請書の添付書類）

第十二条 (略)

(弊害防止措置)

第十三条 (略)

第十条 (略)

(弊害防止措置)

第十一条 (略)

改正案	現行
<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">資産対応証券の募集等取扱業務開始届出書</p> <p>下記のとおり資産対応証券の募集等の取扱いに係る業務を開始するので、資産の流動化に関する法律第 208 条第 2 項の規定により届け出ます。</p> <p>この届出書及び添付書類の記載内容は、事実と相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>なお、上記資産対応証券募集等の取扱いに当たっては、資産の流動化に関する法律第 209 条において準用する証券取引法の規定を遵守して行います。</p> <p>(記載上の注意) (略)</p>	<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">資産対応証券の募集等取扱業務開始届出書</p> <p>下記のとおり資産対応証券の募集等の取扱いに係る業務を開始するので、資産の流動化に関する法律第 150 条の 3 第 2 項の規定により届け出ます。</p> <p>この届出書及び添付書類の記載内容は、事実と相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>なお、上記資産対応証券募集等の取扱いに当たっては、資産の流動化に関する法律第 150 条の 4 において準用する証券取引法の規定を遵守して行います。</p> <p>(記載上の注意) (略)</p>